

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月26日 10時57分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市唐津港北東方沖 唐津港東港西防波堤灯台から真方位040°6,200m付近 (概位 北緯33°30.8′ 東経130°01.0′)
事故の概要	プレジャーボート幸亮丸は、北北西進中、また、プレジャーボートMASAは、漂泊中、両船が衝突した。 幸亮丸は、右舷船首部に擦過傷を生じ、MASAは、左舷船尾部のハンドレール等に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月21日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 幸亮丸、5.5トン 290-35550佐賀、個人所有 B プレジャーボート MASA、5トン未満（長さ6.26m） 290-43701佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部のハンドレール及びアウトドライブ保護パイプに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、約8～9ノットの対地速力で航行中、船首方にB船を視認していたが、B船の右舷側近くを通過できると思い、同じ針路で航行を続けた。 船長Aは、進路が思っていたよりもB船に接近していたのではないかと本事故後に思った。 船長Bは、船首を西方に向け、船尾からシーアンカーを投入し、漂泊して釣りを行っていた。 船長Bは、左舷船尾方約700～800mにB船に向かって航行するA船を視認したが、A船がいずれ避航するものと思い、引き続きA船を見ながら釣りを行っていたところ、A船が接近して来るので危険を感じ、機関を始動したが、A船の右舷船首とB船の左舷船尾とが衝突した。

<p>分析</p>	<p>A船は、船長Aが、船首方に視認していたB船の右舷側近くを通過できると思い、B船の至近を航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、B船に向けて航行するA船がいずれB船を避航するものと思い、衝突を避けるための動作が遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、唐津港北東方沖において、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、B船の右舷側近くを通過できると思い、B船の至近を航行し、また、船長Bが、A船がいずれB船を避航するものと思い、衝突を避けるための動作が遅れたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他船を通過する際は、十分な距離を保つこと。 ・ 漂泊中に接近する他船を認めた場合、早めに注意喚起のため有効な音響による信号を行ったり、機関及び舵を使用して衝突を避けるための措置を講ずること。